

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表13 バックアップできるパラメータリスト (3/5)

目的	対象パラメータ	SP16 入力 パラメータ	ESS 伝送 している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ	
燃料の 状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○	
		炉心出口温度(平均)	○	○	
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○	
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○	
		A格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○	
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○	
格納容器の 状態確認	格納容器圧力	○	○		
	AM用格納容器圧力	○	○		
	格納容器温度	○	○		
	格納容器再循環サンプ水位(広域)	A格納容器再循環サンプ水位(広域)	○	○	
		B格納容器再循環サンプ水位(広域)	○	○	
		格納容器再循環サンプ水位(狭域)	A格納容器再循環サンプ水位(狭域)	○	○
			B格納容器再循環サンプ水位(狭域)	○	○
	格納容器水位	原子炉下部キャピティ水位	○	○	
		格納容器スプレッド	○	○	
	格納容器スプレッド流量	A格納容器スプレッド流量	○	○	
		B格納容器スプレッド流量	○	○	
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○	
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○	
		A格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○	
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○	
	格納容器ガスモニタの指示	格納容器ガスモニタ	○	○	
	格納容器 水素濃度	可搬型格納容器水素ガス濃度	○	○	

女川原子力発電所2号炉

(2/10)

目的	対象パラメータ	SP16 パラメータ	ESS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○
	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○
	原子炉圧力(広帯域) B	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) P B V	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) A	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) P B V	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) A	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) B	○	○	○
	P L R ポンプ (A) 入口温度	○	○	○
	P L R ポンプ (B) 入口温度	○	○	○
	S R V 開	○	○	○
	R H R ポンプ (A) 出口流量	○	○	○
	R H R ポンプ (B) 出口流量	○	○	○
	R H R ポンプ (C) 出口流量	○	○	○
	L P C S ポンプ出口流量	○	○	○
	H P C S ポンプ出口流量	○	○	○
	R C I C ポンプ出口流量	○	○	○
	H P A C ポンプ出口流量	○	○	○
	R H R ヘッドスプレッドライン洗浄流量	○	○	○
	R H R B 系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○
	R H R 熱交換機 (A) 冷却水入口流量	○	○	○
	R H R 熱交換機 (B) 冷却水入口流量	○	○	○
	R C W A 系 系統流量	○	○	○
R C W B 系 系統流量	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 A 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 B 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S A 1 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S A 2 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S B 1 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S B 2 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 C 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 D 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 H 電圧	○	○	○	
D/G 2 A L 系熱源投入	○	○	○	

泊発電所3号炉

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (2/5)

目的	対象パラメータ	データ表示 計測機内		バックアップ対象 パラメータ	
		伝送している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ	伝送している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	A-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	B-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	C-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	A-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	B-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	C-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	補助給水ピット水位	○	○	○	○
	6-300 監視器	○	○	○	○
	6-300G 監視器	○	○	○	○
	6-3A 監視器	○	○	○	○
	サブターム流 (ロープ)	○	○	○	○
	サブターム流 (H/C)	○	○	○	○
燃料の 状態確認	1次冷却材圧力	○	○	○	○
	炉心出口最大温度	○	○	○	○
	A-ロープ1 冷却材最高温度 (広域)	○	○	○	○
	B-ロープ1 冷却材最高温度 (広域)	○	○	○	○
	C-ロープ1 冷却材最高温度 (広域)	○	○	○	○
	A-ロープ1 冷却材最高温度 (狭域)	○	○	○	○
	B-ロープ1 冷却材最高温度 (狭域)	○	○	○	○
	C-ロープ1 冷却材最高温度 (狭域)	○	○	○	○
	A-ロープ1 冷却材最高温度 (広域)	○	○	○	○
	B-ロープ1 冷却材最高温度 (広域)	○	○	○	○
	C-ロープ1 冷却材最高温度 (広域)	○	○	○	○
	格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○	○
格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○	○	○	

【女川】PWR 設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。  
 【大飯】記載表現の相違データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表14 バックアップできるパラメータリスト(4/5)

Table with 4 columns: 目的 (Purpose), 対象パラメータ (Target Parameters), SPDS入力パラメータ (SPDS Input Parameters), EISSへ伝送しているパラメータ (Parameters transmitted to EISS), バックアップできるパラメータ (Back-upable parameters). Rows include: 放射線防護の状態確認, 警戒の情報の確認, 使用済燃料ピットの状態確認, その他 (ECCSの状態等).

表15 バックアップできるパラメータリスト(5/5)

Table with 4 columns: 目的 (Purpose), 対象パラメータ (Target Parameters), SPDS入力パラメータ (SPDS Input Parameters), EISSへ伝送しているパラメータ (Parameters transmitted to EISS), バックアップできるパラメータ (Back-upable parameters). Rows include: EISSの状態 (ECCSの状態), その他 (ECCSの状態等), 取水流量, 格納容器 スプレイポンプの状態.

女川原子力発電所2号炉

(3/10)

Table with 5 columns: 目的 (Purpose), 対象パラメータ (Target Parameters), SPDS入力パラメータ (SPDS Input Parameters), EISSへ伝送しているパラメータ (Parameters transmitted to EISS), バックアップできるパラメータ (Back-upable parameters). Rows include: 放射線防護の状態確認, 格納容器内の状態確認.

(4/10)

Table with 5 columns: 目的 (Purpose), 対象パラメータ (Target Parameters), SPDS入力パラメータ (SPDS Input Parameters), EISSへ伝送しているパラメータ (Parameters transmitted to EISS), バックアップできるパラメータ (Back-upable parameters). Rows include: 格納容器内の状態確認.

泊発電所3号炉

Table with 4 columns: 目的 (Purpose), 対象パラメータ (Target Parameters), SPDS入力パラメータ (SPDS Input Parameters), EISSへ伝送しているパラメータ (Parameters transmitted to EISS). Rows include: バックアップ機能のバックアップできるパラメータ, EISSへ伝送しているパラメータ, データ収集計測機への入力, 対象パラメータ.

相違理由

【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。

【大飯】記載表現の相違データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (3/5)



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(7/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	SPDS 転送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
環境の情報 確認	蒸気 (トップブローワ)	○	○	○
	蒸気 (標準範囲)	○	○	○
	蒸気 (トップブローワ)	○	○	○
	蒸気 (標準範囲)	○	○	○
	土気安定度	○	○	○
	可変型モータランダムボスト1高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト2高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト3高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト4高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト5高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト6高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト7高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト8高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト9高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト10高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト11高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト12高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト13高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト14高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト15高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト16高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト17高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト18高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト19高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト20高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト21高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト22高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト23高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト24高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボスト25高レンジ	○	○	○
	蒸気 (可変型)	○	○	○
	土気安定度 (可変型)	○	○	○

※：バックアップ転送ラインを經由せず、SPDS表示装置にて確認できる。

(8/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	SPDS 転送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
非常用炉心停 留系 (ECC S) の状態等	ADS A動作	○	○	○
	ADS B動作	○	○	○
	ECC (Cタービン)の作動	○	○	○
	LPCポンプ 運転中	○	○	○
	HPCポンプ 運転中	○	○	○
	RHRポンプ (A) 運転中	○	○	○
	RHRポンプ (B) 運転中	○	○	○
	RHRポンプ (C) 運転中	○	○	○
	RHR A並LPC (1) 投入隔離状態	○	○	○
	RHR 並並LPC (2) 投入隔離状態	○	○	○
	RHR 並並LPC (3) 投入隔離状態	○	○	○
	RHR 並並LPC (4) 投入隔離状態	○	○	○
	RHR 並並LPC (5) 投入隔離状態	○	○	○
	RHR 並並LPC (6) 投入隔離状態	○	○	○
	RHR 並並LPC (7) 投入隔離状態	○	○	○
使用済燃料プ ールの状態確 認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	○	○
	〔使用済燃料プールA温度 (燃料ラック上層<1,000ha)〕	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	○	○
	〔使用済燃料プールA温度 (燃料ラック上層<4,000ha)〕	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	○	○
	〔使用済燃料プールA温度 (燃料ラック上層<4,000ha)〕	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	○	○
	〔使用済燃料プールA温度 (燃料ラック上層<4,000ha)〕	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	○	○
	〔使用済燃料プールA温度 (燃料ラック上層<4,000ha)〕	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	○	○
	〔使用済燃料プールA温度 (燃料ラック上層<4,000ha)〕	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	○	○
	〔使用済燃料プールA温度 (燃料ラック上層<4,000ha)〕	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	○	○
〔使用済燃料プールA温度 (燃料ラック上層<4,000ha)〕	○	○	○	

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (5/5)

目的	対象パラメータ	ECCSへ 伝送している パラメータ		バックアップ対象 パラメータ
		データ収集 計測器入力	データ収集 計測器出力	
モニタリングボスト及び モニタリングシステムへの指示	モニタリングボスト1空室監視機	○	○	○
	モニタリングボスト2空室監視機	○	○	○
環境の情報 確認	蒸気 (C位)	○	○	○
	蒸気 (C位)	○	○	○
水素発生による炉心停 留の回避防止	炉心停留解除水素イタリタ速度	○	○	○
	炉心停留解除水素発生監視器	○	○	○
水素発生による炉心停 留の回避防止	炉心停留解除水素発生監視器	○	○	○
	炉心停留解除水素発生監視器	○	○	○
水素発生による炉心停 留の回避防止	炉心停留解除水素発生監視器	○	○	○
	炉心停留解除水素発生監視器	○	○	○
その他	炉心停留解除水素発生監視器	○	○	○
	炉心停留解除水素発生監視器	○	○	○

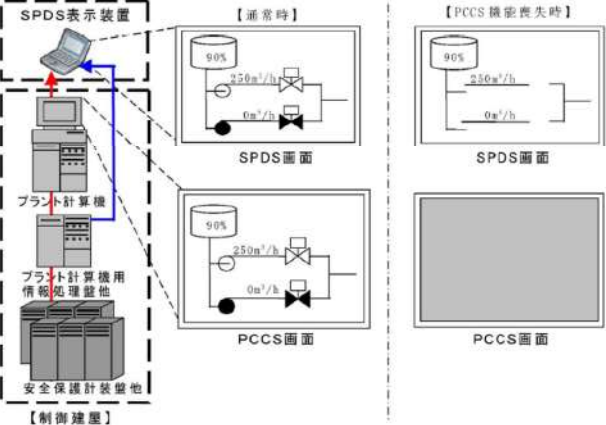
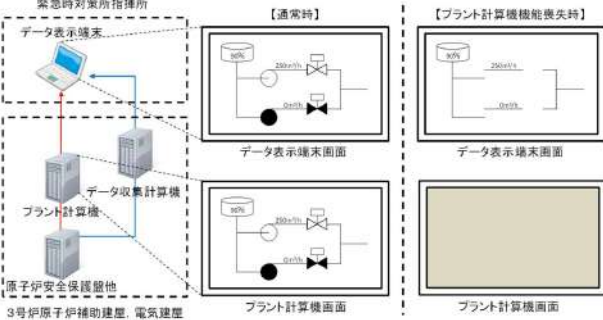
※1：「環境の狀態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号機ごとに設置しているプラント計測機への入力は行わず、直接データ収集計測機へデータ入力している。  
 なお、「環境の狀態確認」のパラメータについては、可変型モータランダムボスト及び可変型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所にて確認可能である。

【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所が必要なる情報を把握できることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																							
	(9/10)																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERSS伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">使用済燃料プールの状態確認</td> <td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラケット上層-4,000mm）〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール温度（プール底面付近）〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール水位（燃料ラケット上層-4300mm～-7300mm）〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール上部温度〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール下部温度〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">本機情報による格納容器の破損防止確認</td> <td>燃料プール上部空腔燃料温度モニタ（温度値）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料プール上部空腔燃料温度モニタ（高濃度）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置出口水素濃度（0～30％）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置出口水素濃度（0～100％）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置水位（A）（広帯域）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置水位（B）（広帯域）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置水位（C）（広帯域）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置入口圧力（広帯域）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置出口圧力（広帯域）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置水温度（A）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置水温度（B）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置水温度（C）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置出口放射線モニタ（A）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フィスタ設置出口放射線モニタ（B）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）	○	—	○	〔使用済燃料プール温度（燃料ラケット上層-4,000mm）〕	○	—	○	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）	○	—	○	〔使用済燃料プール温度（プール底面付近）〕	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）	○	—	○	〔使用済燃料プール水位（燃料ラケット上層-4300mm～-7300mm）〕	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）	○	—	○	〔使用済燃料プール上部温度〕	○	—	○	使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）	○	—	○	〔使用済燃料プール下部温度〕	○	—	○	本機情報による格納容器の破損防止確認	燃料プール上部空腔燃料温度モニタ（温度値）	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料温度モニタ（高濃度）	○	—	○	フィスタ設置出口水素濃度（0～30％）	○	—	○	フィスタ設置出口水素濃度（0～100％）	○	—	○	フィスタ設置水位（A）（広帯域）	○	—	○	フィスタ設置水位（B）（広帯域）	○	—	○	フィスタ設置水位（C）（広帯域）	○	—	○	フィスタ設置入口圧力（広帯域）	○	—	○	フィスタ設置出口圧力（広帯域）	○	—	○	フィスタ設置水温度（A）	○	—	○	フィスタ設置水温度（B）	○	—	○	フィスタ設置水温度（C）	○	—	○	フィスタ設置出口放射線モニタ（A）	○	—	○	フィスタ設置出口放射線モニタ（B）	○	—	○		
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																						
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																						
	〔使用済燃料プール温度（燃料ラケット上層-4,000mm）〕	○	—	○																																																																																																						
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）	○	—	○																																																																																																						
	〔使用済燃料プール温度（プール底面付近）〕	○	—	○																																																																																																						
	使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）	○	—	○																																																																																																						
	〔使用済燃料プール水位（燃料ラケット上層-4300mm～-7300mm）〕	○	—	○																																																																																																						
	使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）	○	—	○																																																																																																						
	〔使用済燃料プール上部温度〕	○	—	○																																																																																																						
	使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）	○	—	○																																																																																																						
	〔使用済燃料プール下部温度〕	○	—	○																																																																																																						
本機情報による格納容器の破損防止確認	燃料プール上部空腔燃料温度モニタ（温度値）	○	—	○																																																																																																						
	燃料プール上部空腔燃料温度モニタ（高濃度）	○	—	○																																																																																																						
	フィスタ設置出口水素濃度（0～30％）	○	—	○																																																																																																						
	フィスタ設置出口水素濃度（0～100％）	○	—	○																																																																																																						
	フィスタ設置水位（A）（広帯域）	○	—	○																																																																																																						
	フィスタ設置水位（B）（広帯域）	○	—	○																																																																																																						
	フィスタ設置水位（C）（広帯域）	○	—	○																																																																																																						
	フィスタ設置入口圧力（広帯域）	○	—	○																																																																																																						
	フィスタ設置出口圧力（広帯域）	○	—	○																																																																																																						
	フィスタ設置水温度（A）	○	—	○																																																																																																						
フィスタ設置水温度（B）	○	—	○																																																																																																							
フィスタ設置水温度（C）	○	—	○																																																																																																							
フィスタ設置出口放射線モニタ（A）	○	—	○																																																																																																							
フィスタ設置出口放射線モニタ（B）	○	—	○																																																																																																							
	(10/10)																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERSS伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認</td> <td>原子炉格納器内水素濃度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔原子炉格納器オペレーティングフロア水素濃度A〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔原子炉格納器オペレーティングフロア水素濃度B〕</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度（バルブ閉鎖中）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度（両側用エアロック閉鎖）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度（C/R/D種検査）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度（封鎖-ベトリレーション部）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度（ミークラス部）</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置1動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置1動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置8動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置8動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置12動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置12動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置19動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置19動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認	原子炉格納器内水素濃度	○	—	○	〔原子炉格納器オペレーティングフロア水素濃度A〕	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度	○	—	○	〔原子炉格納器オペレーティングフロア水素濃度B〕	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度（バルブ閉鎖中）	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度（両側用エアロック閉鎖）	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度（C/R/D種検査）	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度（封鎖-ベトリレーション部）	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度（ミークラス部）	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置1動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置1動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置8動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置8動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置12動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置12動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置19動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置19動作監視装置出口温度	○	—	○		<p>【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。</p>																													
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																						
本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認	原子炉格納器内水素濃度	○	—	○																																																																																																						
	〔原子炉格納器オペレーティングフロア水素濃度A〕	○	—	○																																																																																																						
	原子炉格納器内水素濃度	○	—	○																																																																																																						
	〔原子炉格納器オペレーティングフロア水素濃度B〕	○	—	○																																																																																																						
	原子炉格納器内水素濃度（バルブ閉鎖中）	○	—	○																																																																																																						
	原子炉格納器内水素濃度（両側用エアロック閉鎖）	○	—	○																																																																																																						
	原子炉格納器内水素濃度（C/R/D種検査）	○	—	○																																																																																																						
	原子炉格納器内水素濃度（封鎖-ベトリレーション部）	○	—	○																																																																																																						
	原子炉格納器内水素濃度（ミークラス部）	○	—	○																																																																																																						
	動的熱伝導式水素再結合装置1動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱伝導式水素再結合装置1動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱伝導式水素再結合装置8動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱伝導式水素再結合装置8動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱伝導式水素再結合装置12動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱伝導式水素再結合装置12動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱伝導式水素再結合装置19動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱伝導式水素再結合装置19動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p>&lt;弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方&gt;</p> <p>通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室の原子炉盤やプラント計算機などで監視している。SPDSはプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、SPDSに直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認または推定できる。</p> <p>PCCS機能喪失時の監視画面の概要を図7に示す。</p>  <p>図7 PCCS機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p>&lt;弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方&gt;</p> <p>通常、弁の開閉やポンプの動作等の系統状態は、中央制御室の主盤やプラント計算機等で監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態等を把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、さらに、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。</p> <p>プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を参考第6-2図に示す。</p>  <p>参考第6-2図 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) ・名称の相違(大飯：原子炉盤、泊：主盤) 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：PCCS、泊：プラント計算機)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：PCCS 泊：プラント計算機</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

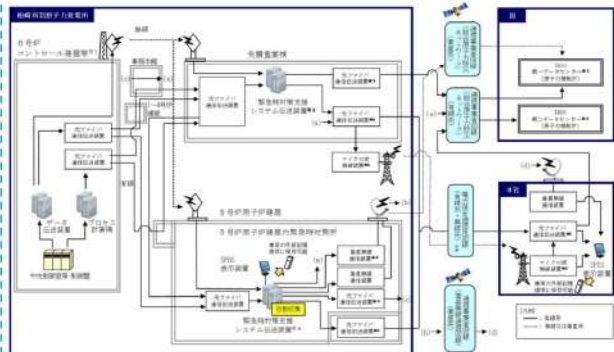
大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

緊急時対策支援システム伝送装置に保存されたデータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のSPDS表示装置又は緊急時対策支援システム伝送装置及び本社に設置しているSPDS表示装置から専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）を専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 6.1-1 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

女川原子力発電所2号炉

参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について

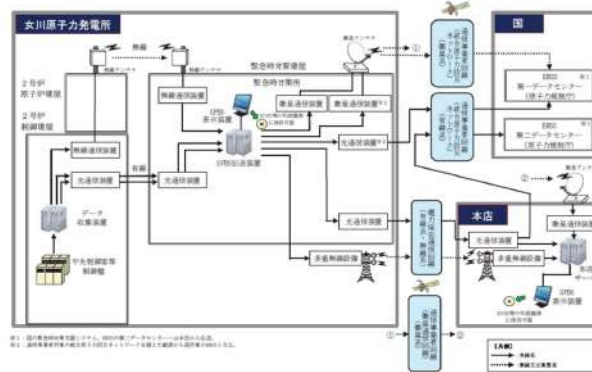
SPDS 伝送装置に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はSPDS 伝送装置で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。

SPDS 伝送装置に保存されたデータについては、緊急時対策所のSPDS表示装置又はSPDS伝送装置及び本店に設置しているSPDS表示装置からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、SPDS表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。

また、SPDS表示装置にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。

概要を参考第7.1-1図に示す。



参考第7.1-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

泊発電所3号炉

参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について

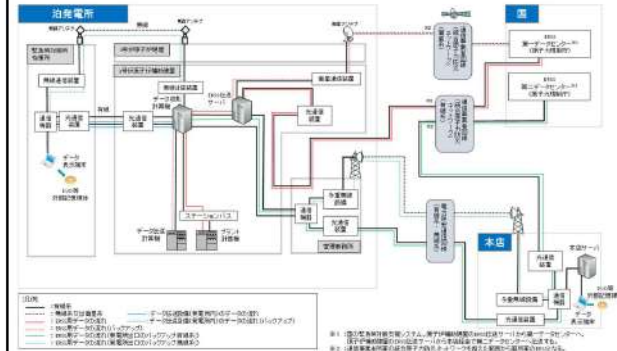
データ収集計算機に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はデータ収集計算機で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。

データ収集計算機に保存されたデータについては、緊急時対策所指揮所のデータ表示端末及び本店に設置しているデータ表示端末からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所指揮所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。

また、データ表示端末にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。

概要を参考第7-1図に示す。



参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

相違理由

【女川】設計方針の相違  
 ・2-2@記載のとおり。

【女川】設計方針の相違  
 ・2-2@記載のとおり。  
 【柏崎】記載方針の相違  
 2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違  
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【比較のため順番を変更して記載】</b></p> <p><b>参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</b>                  緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備（通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外））については、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、機能を維持できるように表18、19に記載する措置を講じる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>参考7 <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p><b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p><b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p><b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表7.1-1に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表7.1-2に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により<b>基準地震動<math>S_s</math></b>による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>及び<b>緊急時対策所内におけるデータ伝送設備</b>については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、<b>基準地震動<math>S_s</math></b>による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により<b>基準地震動<math>S_s</math></b>による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、<b>参考第8.1-1表</b>に示す。</p> <p>また、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>及び<b>データ伝送設備</b>の耐震措置について、<b>参考第8.1-2表</b>に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により<b>基準地震動</b>による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための<b>データ伝送設備（発電所内）</b>及び<b>データ伝送設備（発電所外）</b>については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、<b>基準地震動</b>による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により<b>基準地震動</b>による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、<b>参考第8-1表</b>に示す。</p> <p>また、<b>データ伝送設備（発電所内）</b>及び<b>データ伝送設備（発電所外）</b>の耐震措置について、<b>参考第8-2表</b>に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり                  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり                  【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2②記載のとおり、女川はデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置しているが、泊はERSS伝送サーバを原子炉補助建屋に設置している。                  【柏崎】記載方針の相違2-3④のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3⑤のとおり</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

表18 緊急時対策所の通信設備（発電所内）耐震措置一覧

場所	主要設備	耐震措置
発電所内用	電力保安通信用電話設備※1	保安電話（固定、携帯）
	携行型通話装置	携行型通話装置
	トランシーバー	
	衛星電話※1	固定 携帯
	インターフォン	
無線連絡装置		

※1：発電所外用と共用。

女川原子力発電所2号炉

参考第8.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置

通信種別	主要設備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡システム IP電話 IP-FAX	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP通信装置）は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

泊発電所3号炉

参考第8-1表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力補助建屋又は緊急時対策所棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	衛星電話設備（DAI）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所棟内に設置する適切な収納ラックに保管する措置を施す。
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力補助建屋又は緊急時対策所棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所棟内に設置する適切な収納ラックに保管する措置を施す。
発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP通信装置）は、耐震性を有する3号炉原子力補助建屋及び緊急時対策所棟内に設置し、制振防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	IP-FAX	
	テレビ会議システム	

相違理由  
 SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）  
 ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に分割して記載している  
 ・大飯では通信連絡設備（発電所内）通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p><b>【比較のため順番を変更して記載】</b></p> <p><b>表19 緊急時対策所の通信設備 (発電所外) 耐震措置一覧</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">発電所外用</td> <td>加入電話</td> <td>・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。                      ・緊急時対策所指標所に設置する非常電話(固定)は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。                      ・非常電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話※1</td> <td>・衛星電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容し、保管する。</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備※1</td> <td>・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>衛星電話(携帯)</td> <td>・強固な収納ケースに収容し、保管する。</td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td>・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋内の緊急時対策所指標所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固縛等を施す。また、故障等に備え予備品を保有する。                      ・緊急時対策所指標所に設置するIP電話は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所通信システム</td> <td>IP-FAX</td> <td>・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線通信装置</td> <td>・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:非常用内線と共用。</p>	場所	主要設備	耐震措置	発電所外用	加入電話	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指標所に設置する非常電話(固定)は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・非常電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話※1	・衛星電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容し、保管する。	電力保安通信用電話設備※1	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	加入ファクシミリ	同上	衛星電話(携帯)	・強固な収納ケースに収容し、保管する。	社内TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋内の緊急時対策所指標所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固縛等を施す。また、故障等に備え予備品を保有する。 ・緊急時対策所指標所に設置するIP電話は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	IP電話	・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。	緊急時対策所通信システム	IP-FAX	・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。		・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。		無線通信装置	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>参考第8.1-2表 緊急時対策所の安全パラメータ表示システム (SPDS)及びデータ伝送設備に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2号炉 制御建屋</td> <td>データ転送装置</td> <td>・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>光通信装置</td> <td>・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋間</td> <td>伝送用伝送ケーブル</td> <td>・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線系</td> <td>・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに余長を確保する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>光通信装置</td> <td>・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>SPDS伝送装置</td> <td>・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	2号炉 制御建屋	データ転送装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	建屋間	伝送用伝送ケーブル	・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線系	・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに余長を確保する。	緊急時対策所	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	SPDS伝送装置	・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	SPDS表示装置	・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>参考第8-2表 データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外) に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1号炉 原子炉補助建屋</td> <td>データ収集装置</td> <td>・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉 制御建屋</td> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所</td> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	1号炉 原子炉補助建屋	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	2号炉 制御建屋	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・大飯では通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外) を別表として構成している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に記載している。</p>
場所	主要設備	耐震措置																																																																								
発電所外用	加入電話	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指標所に設置する非常電話(固定)は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・非常電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																																								
	衛星電話※1	・衛星電話(携帯)は、強固な収納ケースに収容し、保管する。																																																																								
	電力保安通信用電話設備※1	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																								
	加入ファクシミリ	同上																																																																								
	衛星電話(携帯)	・強固な収納ケースに収容し、保管する。																																																																								
	社内TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。																																																																								
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋内の緊急時対策所指標所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固縛等を施す。また、故障等に備え予備品を保有する。 ・緊急時対策所指標所に設置するIP電話は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																							
		IP電話	・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。																																																																							
	緊急時対策所通信システム	IP-FAX	・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。																																																																							
			・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																							
	無線通信装置	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																								
場所	主要設備	耐震措置																																																																								
2号炉 制御建屋	データ転送装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
建屋間	伝送用伝送ケーブル	・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	無線系	・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに余長を確保する。																																																																								
緊急時対策所	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	SPDS伝送装置	・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	SPDS表示装置	・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
場所	主要設備	耐震措置																																																																								
1号炉 原子炉補助建屋	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
2号炉 制御建屋	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
緊急時対策所	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																								
<p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、機能を維持できるように表17に記載する措置を講じる。</p> <p><b>表17 SPDSデータ表示に係る耐震措置一覧</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補助建屋</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>・安全パラメータ表示システム (SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。                      ・安全パラメータ表示システム (SPDS)については耐震仕様としている。                      ・安全パラメータ表示システム (SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施す。                      ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有線している。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については固縛等を施す。                      ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有線している。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋間伝送</td> <td>無線通信装置</td> <td>・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所</td> <td>無線通信装置</td> <td>・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 汎用品である通信機器については、その機能を喪失しないよう強固な収納ケースに収容する等の措置を施した予備品を保有する。</p>	場所	主要設備	耐震措置	原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS)	・安全パラメータ表示システム (SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有線している。	無線通信装置	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については固縛等を施す。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有線している。	建屋間伝送	無線通信装置	・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。	無線通信装置	・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。	緊急時対策所	無線通信装置	・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。	無線通信装置	・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。																																																								
場所	主要設備	耐震措置																																																																								
原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS)	・安全パラメータ表示システム (SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有線している。																																																																								
	無線通信装置	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については固縛等を施す。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有線している。																																																																								
建屋間伝送	無線通信装置	・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。																																																																								
	無線通信装置	・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。																																																																								
緊急時対策所	無線通信装置	・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。																																																																								
	無線通信装置	・無線アンテナについては、有線系の2段階を用いており多重性を有する。また、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>																					
<p>参考表7.1-1 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震設計</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>発電機設備（常設）</td> <td>・発電機設備（常設）の発電機用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・発電機設備（常設）の増設装置から発電機用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>発電機設備（可搬型）</td> <td>・発電機設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>無線連絡設備（常設）</td> <td>・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> <td>・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>携帯型音声伝送設備*</td> <td>・携帯型音声伝送設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>統合電子防炎ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>・統合電子防炎ネットワークを用いた通信連絡設備（フレキシブルシステム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用本館と姉妹館間の通信連絡を行うために設置する設計とする。</p>	施設名称	主要設備	耐震設計	発電所内	発電機設備（常設）	・発電機設備（常設）の発電機用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・発電機設備（常設）の増設装置から発電機用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	発電機設備（可搬型）	・発電機設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	無線連絡設備（常設）	・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	無線連絡設備（可搬型）	・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	携帯型音声伝送設備*	・携帯型音声伝送設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	統合電子防炎ネットワークを用いた通信連絡設備	・統合電子防炎ネットワークを用いた通信連絡設備（フレキシブルシステム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
施設名称	主要設備	耐震設計																			
発電所内	発電機設備（常設）	・発電機設備（常設）の発電機用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・発電機設備（常設）の増設装置から発電機用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																			
	発電機設備（可搬型）	・発電機設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																			
発電所外	無線連絡設備（常設）	・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																			
	無線連絡設備（可搬型）	・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																			
発電所外	携帯型音声伝送設備*	・携帯型音声伝送設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																			
	統合電子防炎ネットワークを用いた通信連絡設備	・統合電子防炎ネットワークを用いた通信連絡設備（フレキシブルシステム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																			
<p>参考表7.1-2 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用の安全パラメータ表示システム（SIPS）及びデータ伝送設備に係る耐震設計</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4号炉及び7号炉コントロール棟</td> <td>データ伝送装置</td> <td>・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線伝送用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに敷設を確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線伝送装置</td> <td>・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉原子炉建屋内緊急時対策用</td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置</td> <td>・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>SIPS表示装置</td> <td>・SIPS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震設計	4号炉及び7号炉コントロール棟	データ伝送装置	・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	発電所	無線伝送装置	・無線伝送用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに敷設を確認する。	無線伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	3号炉原子炉建屋内緊急時対策用	緊急時対策支援システム伝送装置	・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	SIPS表示装置	・SIPS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
場所	主要設備	耐震設計																			
4号炉及び7号炉コントロール棟	データ伝送装置	・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																			
	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																			
発電所	無線伝送装置	・無線伝送用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに敷設を確認する。																			
	無線伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																			
3号炉原子炉建屋内緊急時対策用	緊急時対策支援システム伝送装置	・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																			
	SIPS表示装置	・SIPS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、制震防振装置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、通常時、5号炉の共通用高圧母線及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、6号炉若しくは7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電している。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯に対して、通常時に3号炉の非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯が3号炉非常用母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に手で切り替える設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所の負荷は、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電出来ない場合、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、建屋電源とは別に受電している（電源構成の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違女川は常設代替交流電源設備に自動で切り替わるが泊は手で切り替える設計としている</p> <p>【女川】設計方針の相違・電源構成の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プラント設備(6号炉及び7号炉中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p><b>【比較のため順番を変更して記載】</b>                      緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話用無停電電源装置、端末設備用無停電電源装置より給電されているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。                      また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池が枯渇するまでに、電源車(緊急時対策所用)(DB)を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。                      仮に、電源車(緊急時対策所用)(DB)が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の電源車(緊急時対策所用)により、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷を参考表8.1-1に示す。                      また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様を参考表8.1-2に示す。  <b>【比較のため順番を変更して記載】</b>                      緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図8に、電源車の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図9に示す。また、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表16に記載する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車(緊急時対策所用)により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9.1-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様を参考第9.1-2表に示す。</p>	<p>ディーゼル発電機から受電可能な非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所指揮所における通信連絡設備の電源は多様性を有している。                      緊急時対策所用発電機を複数台備えることにより緊急時対策所の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時においても無停電電源等より受電しているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、無停電電源の蓄電池が枯渇するまでに、緊急時対策所用発電機を起動・接続することで、継続して通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様を参考第9-2表、緊急時対策所の通信連絡設備における無停電電源の継続時間を説明したタイムチャートを参考第9-1図、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを参考第9-2図に示す。</p>	<p>考慮して配備台数を決定している。</p> <p>SAに係る内容(赤枠)  <b>【女川】</b>設計方針の相違・電源構成の相違  <b>【柏崎】</b>記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p><b>【女川】</b>記載方針の相違・記載の充実</p> <p><b>【大飯】</b>設計方針の相違・DBの電源として電源車(緊急時対策所用)(DB)を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p><b>【女川】</b>記載方針の相違・記載の充実</p> <p><b>【柏崎】</b>記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p><b>【大飯】</b>記載方針の相違(女川審査実績の反映)  <b>【女川】</b>記載方針の相違(泊既許可の記載を踏襲)  <b>【女川】</b>記載方針の相違・記載の充実(大飯審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

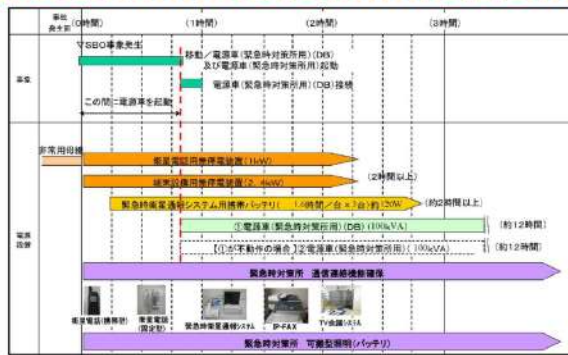
大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため順番を変更して記載】



緊急時対策所は、SBO発生から電源車起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。

図8 通信連絡設備における電源タイムチャート

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備の給油時間



参考第9-1図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間

【女川】記載方針の相違  
 ・記載の充実（大飯審査実績の反映）

【柏崎】記載方針の相違  
 2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

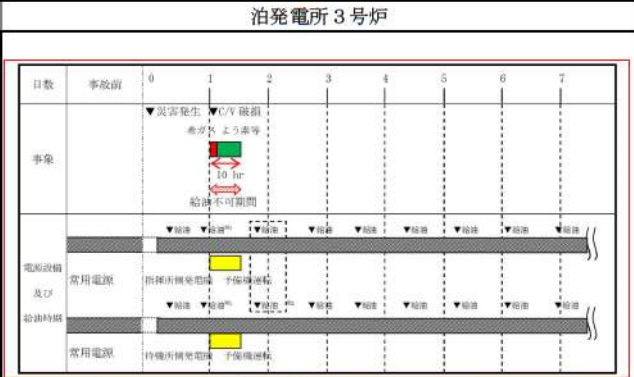
第35条 通信連絡設備（参考資料）



【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



女川原子力発電所2号炉



相違理由

SAに係る内容（赤枠）  
 【女川】記載方針の相違  
 ・記載の充実

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="91 240 678 416"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約21kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む）</td> <td>約12kVA</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*</td> <td>約13kVA</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約14kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約60kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約21kVA	照明設備（コンセント負荷含む）	約12kVA	安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約13kVA	放射線管理設備	約14kVA	合計	約60kVA	<p>参考第9.1-1表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="719 240 1319 528"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約206kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。） （加入FAX、社内テレビ会議システム等）</td> <td>約47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）</td> <td>約5kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）</td> <td>約106kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約358kVA</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約206kVA	照明設備（コンセント負荷含む。） （加入FAX、社内テレビ会議システム等）	約47kVA	通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約5kVA	その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約106kVA	合計	約358kVA	<p>参考第9-1表 緊急時対策所の必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1352 229 1951 517"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="2">負荷容量 (kVA) ※1</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED照明（バッテリー内蔵）</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パッケージエアコン</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>21.9</td> <td>OA機器等（予備容量含む）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率0.8の場合</p>	負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考	指揮所	待機所	通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備	照明設備	2.2	2.2	LED照明（バッテリー内蔵）	室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	その他	21.9	21.9	OA機器等（予備容量含む）	合計	97.1	70.1		<p>DB/SAに係る内容                  【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約21kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む）	約12kVA																																																								
安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約13kVA																																																								
放射線管理設備	約14kVA																																																								
合計	約60kVA																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約206kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む。） （加入FAX、社内テレビ会議システム等）	約47kVA																																																								
通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約5kVA																																																								
その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約106kVA																																																								
合計	約358kVA																																																								
負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考																																																						
	指揮所	待機所																																																							
通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備																																																						
照明設備	2.2	2.2	LED照明（バッテリー内蔵）																																																						
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン																																																						
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																						
その他	21.9	21.9	OA機器等（予備容量含む）																																																						
合計	97.1	70.1																																																							



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="107 199 660 327"> <thead> <tr> <th></th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</th> <th>(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>約200kVA</td> <td>約6,250kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の負荷リストは、参考表 8.1-1 に示すとおり、最大約60kVAであり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備200kVA 1台により給電可能な設計とする。</p> <p>一方、燃料補給時、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止する必要があることから、1台追加配備し、速やかに切り替えることが可能な設計とする。</p>		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機	容量	約200kVA	約6,250kVA	電圧	440V	6.9kV	力率	0.8	0.8	<p>参考第9.1-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="719 226 1317 483"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>ガスタービン発電機</th> <th>電源車 (緊急時対策所用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>7,625kVA</td> <td>4,500kVA (1台あたり)</td> <td>400kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策建屋の負荷リストは、参考第9.1-1表に示すとおり、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B (7,625kVA)、ガスタービン発電機2台 (4,500kVA (1台あたり))、電源車 (緊急時対策所用) (400kVA) により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)	容量	7,625kVA	4,500kVA (1台あたり)	400kVA	電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	0.85	台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2台	1台	<p>参考第9-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1350 236 1953 424"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">非常用交流電源設備 ディーゼル発電機</th> <th colspan="2">代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>常設代替交流電源設備 代替非常用発電機</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>約1,725kVA (1台あたり)</td> <td>約270kVA (1台あたり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.6kV</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：3B-ディーゼル発電機</td> <td>2台</td> <td>8台 (予備を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷リストは、参考第9-1表に示すとおり、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA (うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は約17kVA)、緊急時対策所待機所で最大約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機 (約7,000kVA)、代替非常用発電機 (約1,725kVA) 及び緊急時対策所用発電機 (約270kVA (1台あたり)) により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備 ディーゼル発電機	代替交流電源設備		常設代替交流電源設備 代替非常用発電機	緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機	容量	約1,725kVA (1台あたり)	約270kVA (1台あたり)	電圧	6.9kV	6.6kV	200V	力率	0.8	0.8	0.8	台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)	<p>SAに係る内容 (赤枠)</p> <p>【女川】記載方針の相違 (泊既許可の記載を踏襲)</p> <p>【女川】記載方針の相違              ・女川は緊急時対策所の建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているが、泊は通信連絡設備用の電源として建屋電源とは別に受電している</p> <p>【女川】設計方針の相違              ・女川は建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているため、建屋の負荷容量を記載している。泊は、通信連絡設備用として電源を受電しているため、通信連絡設備の負荷容量を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p>
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機																																																									
容量	約200kVA	約6,250kVA																																																									
電圧	440V	6.9kV																																																									
力率	0.8	0.8																																																									
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																								
	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)																																																								
容量	7,625kVA	4,500kVA (1台あたり)	400kVA																																																								
電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV																																																								
力率	0.8	0.8	0.85																																																								
台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2台	1台																																																								
	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機	代替交流電源設備																																																									
		常設代替交流電源設備 代替非常用発電機	緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機																																																								
		容量	約1,725kVA (1台あたり)	約270kVA (1台あたり)																																																							
電圧	6.9kV	6.6kV	200V																																																								
力率	0.8	0.8	0.8																																																								
台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>また、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いて、軽油を補給することにより、7日以上 <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>を運転可能な設計とする。</p> <p><b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>は燃料タンク(990L)を内蔵しており、参考表8.1-1に示す負荷に対して66時間以上連続給電が可能であり、格納容器ベント実施前にあらかじめ給油を行うことにより、格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。</p> <p>なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び原子炉格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。</p> <p>万が一、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>が停止した場合、無負荷運転中の<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>へ切り替えることにより10時間以上給電可能な設計とする。<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>の給油タイミングを参考図8.1-1に示す。参考図8.1-2に<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料補給作業タイムチャート</b>を示す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、<b>緊急時対策所軽油タンク2基（20kL）</b>、配管等で構成される。<b>緊急時対策所軽油タンク</b>は、<b>緊急時対策建屋内</b>に設置され、重大事故等時に<b>電源車（緊急時対策所用）</b>を用いて<b>緊急時対策建屋</b>に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、<b>緊急時対策所軽油タンク2基</b>にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、<b>緊急時対策建屋</b>の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p><b>緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基（合計540kL以上で管理）に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて、又は燃料タンク（SA）1基（50kL以上で管理）に備蓄する燃料を、可搬型タンクローリーを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基及び燃料タンク（SA）1基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</b></p> <p>万一の故障への対応として、<b>緊急時対策所</b>の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違                  泊は、緊急時対策所軽油タンクに相当する設備はないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)に7日間以上の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉					
【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】					
参考9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の充電器の仕様について					
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備（固定電話機）は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流48V）から給電可能な設計とする。					
表16 衛星電話用、端末設備用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間					
衛星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	
衛星電話(固定) (27W×5台)	135W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上	
緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1式)	63W				
衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1式)	412W				
端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	
統合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1式)	600W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上	
統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W				
統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W				
SPDS表示装置 (90W×2台)	180W				
緊急時衛星通報システム(端末設備)(126W×1式)	126W				
衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1式)	132W				

女川原子力発電所2号炉			
参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について			
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流125V）及び通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設計とする。			
a. 充電器（直流125V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
2,000Ah（1系統あたり）	3時間以上		
充電器（直流125V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備		負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)
通信連絡設備	衛星電話設備（固定型）	約 88.6	450
	無線連絡設備（固定型）		
	衛星保安電話（固定型）		
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		
	安全ハルメータ表示システム(SPDS)		
	その他設備		
合計		約 153.0	
b. A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
800Ah	3時間以上		
A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備	負荷[A]	通信用電源装置容量[A]	
送受話器（ページング）	約 20.0	250	
移動無線設備（固定型）	約 5.0		
その他機器	約 66.0		
合計	約 91.0		

泊発電所3号炉					
参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の主要仕様について					
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、無停電電源から給電可能な設計とする。					
緊急時対策所における通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間を参考第10-1表、参考第10-2表及び参考第10-3表に記載する。					
参考第10-1表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（1/3）					
無停電電源1（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電電池耐量時間	
加入電話設備 加入FAX <sup>※1</sup>	27.5W	118.4W	408Wh	2時間以上	
電力保安通信用電話設備 保安電話（FAX）	27.5W				
無線連絡設備 無線連絡設備（固定型）	35.9W				
衛星電話設備 衛星電話設備（FAX） <sup>※1</sup>	27.5W				
通信機器	11W				
無停電電源2（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電電池耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	133.5W	408Wh	2時間以上	
専用電話設備（FAX）×3台 <sup>※1</sup>	28.5W×3				
無停電電源3（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電電池耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	144.5W	408Wh	2時間以上	
専用電話設備（FAX）×3台 <sup>※1</sup>	28.5W×3				
通信機器	11W				
無停電電源4（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電電池耐量時間	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系） <sup>※1</sup>	72W	72W	408Wh	2時間以上	

相違理由

【女川】設計方針の相違  
 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源」と表記。

【女川】記載方針の相違  
 （泊既許可の記載を踏襲）

【女川】記載方針の相違  
 （大飯審査実績の反映）

【柏崎】記載方針の相違  
 2-3③のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
		<p>参考第10-2表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力:980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td rowspan="3">116.5W</td> <td rowspan="3">408Wh</td> <td rowspan="3">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備 (固定型)</td> <td>16W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (FAX) ※1</td> <td>28.5W</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力:980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td>72W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム</td> <td>231W</td> <td rowspan="2">454W</td> <td rowspan="2">432Wh</td> <td rowspan="2">約1時間</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議用音響設備</td> <td>223W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム</td> <td>290W</td> <td rowspan="4">536.1W</td> <td rowspan="4">900Wh</td> <td rowspan="4">1時間以上</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>198W</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 通信機器</td> <td>11W</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考第10-3表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器</td> <td>108.8W</td> <td rowspan="4">350.8W</td> <td rowspan="4">540Wh</td> <td rowspan="4">1時間以上</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話</td> <td>30W</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 衛星保安電話</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>192W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)</td> <td>65W (送信時)</td> <td>各63Wh</td> <td>約1時間 (カタログ値:約1時間半)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※衛星電話設備 (FAX) は端末設備を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>65W</td> <td>60Wh</td> <td>約1時間</td> </tr> </tbody> </table>	無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力:980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2時間以上	専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W	専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W	無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力:980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2時間以上	無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間	社内テレビ会議用音響設備	223W	無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W	社内テレビ会議システム 通信機器	20W	専用電話設備 通信機器	11W	無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W	電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各63Wh	約1時間 (カタログ値:約1時間半)	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	データ表示端末	65W	60Wh	約1時間	
無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力:980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2時間以上																																																																																			
専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W																																																																																						
専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W																																																																																						
無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力:980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2時間以上																																																																																			
無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間																																																																																			
社内テレビ会議用音響設備	223W																																																																																						
無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上																																																																																			
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W																																																																																						
社内テレビ会議システム 通信機器	20W																																																																																						
専用電話設備 通信機器	11W																																																																																						
無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力:1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W																																																																																						
電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W																																																																																						
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W																																																																																						
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各63Wh	約1時間 (カタログ値:約1時間半)																																																																																				
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
データ表示端末	65W	60Wh	約1時間																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考12. 多様性を確保した通信連絡設備

通信設備（発電所内）は、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業の指示を行うことができるよう、多様性を確保した通信設備を設置又は保管している。

これらの通信設備は、使用場所の状況に応じて使い分けることができる。また、表21に示すとおり、同一の事象によって、通信手段がなくなることがないよう、電源の多様性、通信回線の多様性及び耐震性等についても考慮した設計とする。

表21 多様性を確保した通信連絡設備

使用場所と通信連絡設備		事象		○：使用可 ×：使用不可			
使用場所 (A)	通信連絡設備 (A)	使用場所 (B)	通信連絡設備 (B)	全交流動力電源喪失	基準地震動 Se	通信ケーブル断線 (発電所内)	雨・雷・火災
中央制御室	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	x	x	x	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	x	x	x	○
	運転指令設備		運転指令設備	x	x	x	○
中央制御室	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定)	x	x	x	○ <sup>※2</sup>
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	x	x	x	○ <sup>※2</sup>
	運転指令設備		運転指令設備	x	x	x	○
中央制御室	保安電話(固定)	緊急時対策所	保安電話(固定)	x	x	x	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	x	x	x	○
	運転指令設備		運転指令設備	x	x	x	○
現場(屋内)	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	○	○	○	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	x	x	x	○
	運転指令設備		運転指令設備	x	x	x	○
現場(屋外)	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定)	x	x	x	○ <sup>※2</sup>
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	x	x	x	○
	運転指令設備		運転指令設備	x	x	x	○
緊急時対策所	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	x	x	x	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	x	x	x	○
	運転指令設備		運転指令設備	x	x	x	○
緊急時対策所	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(固定)	x	x	x	○ <sup>※2</sup>
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	x	x	x	○
	運転指令設備		運転指令設備	x	x	x	○

※1：断線ケーブル断線時は代替ケーブルを接続する。  
 ※2：保安電話(携帯)、衛星電話(携帯)は生活防水程度。  
 ※3：携行型通話装置を屋外で使用する場合は、防水カバー等により防水対策を施す。

女川原子力発電所2号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11.1-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11.1-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量 <sup>※1</sup>		回線容量
		主要設備	その他 <sup>※2</sup>	
電力保安通信用回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup> (固定電話機、FIS端末、FAX) 社内テレビ会議システム	2.3Mbps	313Mbps	329Mbps
	無線系回線 データ伝送設備 (SIPIS伝送装置)	84kbps	-	84kbps
通信事業者回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup> (固定電話機、FIS端末、FAX) データ伝送設備 (SIPIS伝送装置)	1.6Mbps	10Mbps	12Mbps
	無線系回線 加入電話機 加入FAX 電力保安通信用電話設備 (災害時優先契約あり)	5回線 4回線 5回線	-	5回線 4回線 5回線
通信事業者回線	有線系回線 加入電話機 加入FAX 電力保安通信用電話設備 (災害時優先契約あり)	15回線 8回線 19回線	-	15回線 8回線 19回線
	無線系回線 衛星電話設備 衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型)	4回線 10回線 10回線	-	4回線 10回線 10回線
通信事業者回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 社内テレビ会議システム	32kbps	-	169kbps
	無線系回線 データ伝送設備 (SIPIS伝送装置)	128kbps	-	128kbps
通信事業者回線	有線系回線 専用電話設備 (地方公共団体向ホットライン)	84kbps	-	84kbps
	無線系回線 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	210kbps (228kbps) (1280kbps)	-	294kbps

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。  
 ※1：基幹加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能  
 ※2：( )は内訳を示す。  
 ※3：その他容量は、実用データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

泊発電所3号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量		回線容量
		主要設備	その他 <sup>※2</sup>	
電力保安通信用回線	有線系回線 電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup> (固定電話機、FIS端末、FAX) データ伝送設備 (発電所外)	保安電話(固定) (64kbps) 保安電話(携帯) (64kbps) FAX (64kbps)	64kbps×12回線 =768kbps	60Mbps
	無線系回線 電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup> データ伝送設備 (発電所外)	保安電話(固定) (64kbps) 保安電話(携帯) (64kbps) FAX (64kbps)	64kbps×12回線 =768kbps	20Mbps
通信事業者回線	有線系回線 加入電話機 加入FAX 電力保安通信用電話設備 (災害時優先契約あり)	加入電話機 加入FAX 電力保安通信用電話設備 (災害時優先契約あり)	2回線 1回線 10回線	3回線 1回線 10回線
	無線系回線 衛星電話設備 衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型)	専用電話設備 (FAX) 専用電話設備 (固定型)	7回線 7回線	2回線×7箇所 ×7箇所
通信事業者回線	有線系回線 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	4000bps/台 ※3 2,000kbps	2.4Mbps/台 <sup>※3</sup>
	無線系回線 電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	32kbps/回線 32kbps/台 128kbps	32kbps×12回線 =328kbps

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1：加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能  
 ※2：( )は内訳を示す。  
 ※3：帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。


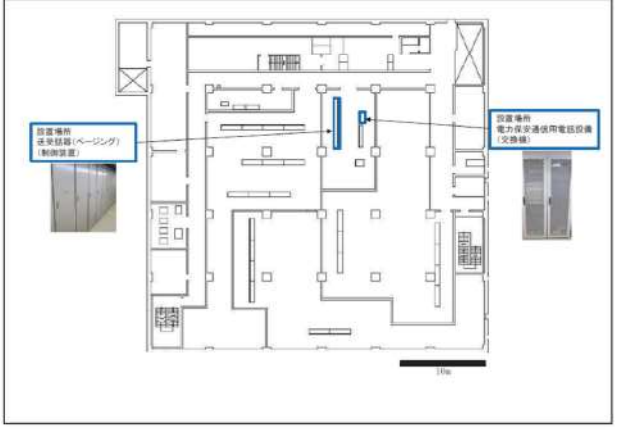

相違理由

【大飯】記載方針の相違  
 (女川審査実績の反映)  
 ・大飯は想定事象別に通信連絡設備の使用可否を整理しているが、泊は通信連絡設備に応じた通信回線の能力を用いて通信可否を判断している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備 (参考資料)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考 12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第 12.1-1 図 主要な通信連絡設備の配置図          (制御建屋地上3階 中央制御室及びプロセス計算機室)</p>  <p>参考第 12.1-2 図 主要な通信連絡設備の配置図          (制御建屋地上2階 通信機械室)</p>	<p>参考 12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第 12-1 図 主要な通信連絡設備の配置図          (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m)  <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】建屋設計の相違</p>

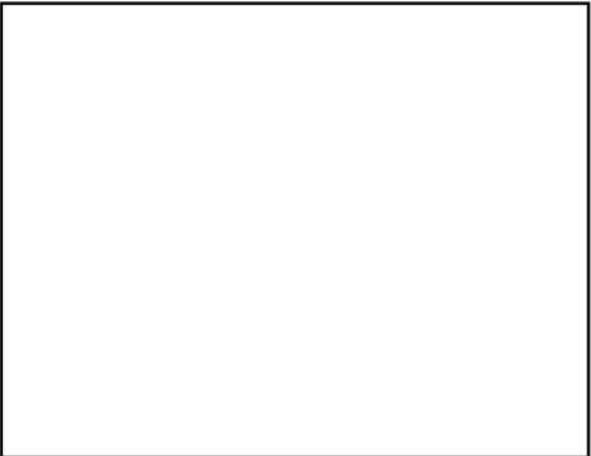
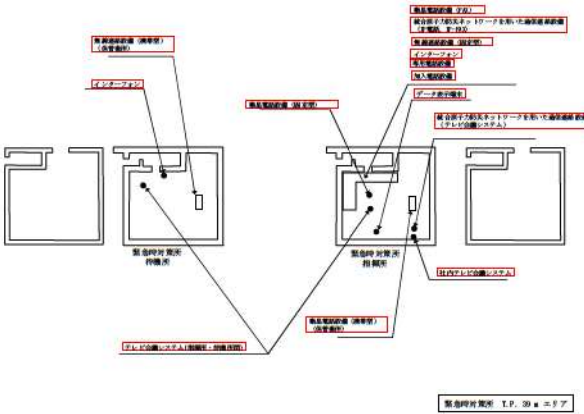
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>電力保安通信用電気設備（交換機）</p> <p>通信機機室</p> <p>総合管理事務所 T.P.30.1m エリア</p> <p>参考第 12-2 図 主要な通信連絡設備の配置図              (総合管理事務所 T.P.30.1m)</p> <p>電力保安通信用電気設備（交換機）</p> <p>通信機機室</p> <p>管理事務所 T.P.17.3m エリア</p> <p>参考第 12-3 図 主要な通信連絡設備の配置図              (管理事務所 T.P.17.3m)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 11.1-5 主要な通信連絡設備の配置図（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>	<p>参考第 12.1-3 図 主要な通信連絡設備の配置図                  （緊急時対策建屋地下2階）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 <p>参考第 12-4 図 主要な通信連絡設備の配置図                  （緊急時対策所）</p>	<p>【女川】建屋設計の相違                  【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>Blank area for Oniwa 3/4 reactors</p>	<p>参考第 12.1-4 図 主要な通信連絡設備の配置図                  （緊急時対策建屋地上1階）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>Blank area for Oniwa 3 reactor</p>	<p>Blank area for discrepancy reasons</p>

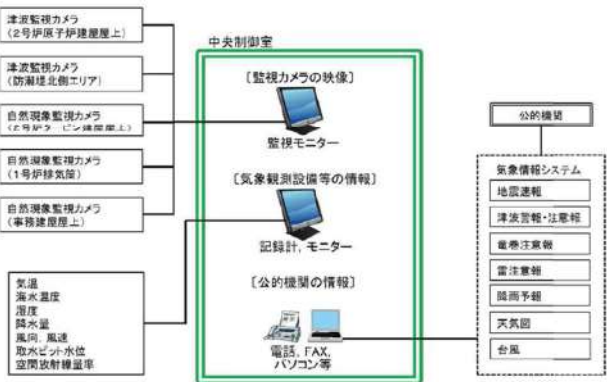
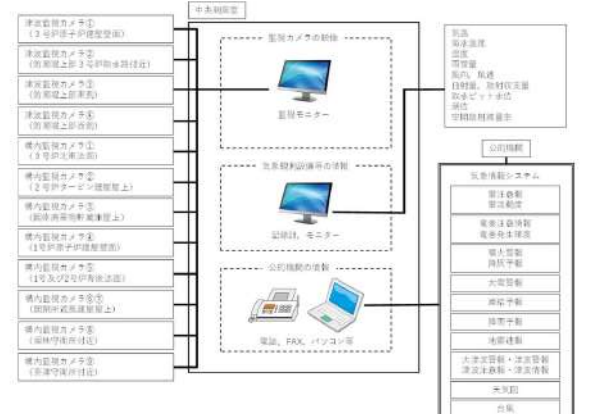


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p>＜協力会社を含めた通信連絡の整理＞</p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p> <p>【柏崎羽根6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を経由してプラントメーカーによる支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から、衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を経由して協力会社による支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメーカーに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメーカーに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）              ・大阪は参考2に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）              ・大阪では、基本スタンスを記載しその体制を記載している</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）              ・泊では、支援を要請するプラントメーカー及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している              【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、東北地区で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、東北地区沿岸に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、北海道全域で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、北海道日本海南部に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>【女川】観測地区の相違</p> <p>【女川】観測地区の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																															
<p>参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度</p> <p>設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。</p> <p>通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。</p> <p>表20 通信連絡設備の点検頻度一覧</p> <table border="1" data-bbox="89 375 698 1045"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>常時使用による異常検知性 ○：検知可能 ×：検知不可</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠隔指令設備</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故一斉放送装置</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安連絡用電話設備</td> <td>保安電話（固定）</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>復旧保安電話</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衛星電話</td> <td>固定</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>可搬</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛行空通話装置</td> <td>機内空通話装置</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>通話装置用ケーブル</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>○</td> <td>通信連絡確認</td> <td>1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>無線通話装置</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認 （定期点検）</td> <td>1回/3ヶ月 （1回/6年） 緊急時対策時の機能に係る端末のみ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/0ヶ月 緊急時対策時の機能に係る端末のみ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合電子防犯ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月 緊急時対策時の機能に係る端末のみ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通信システム</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備</td> <td>×<sup>※1</sup></td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>安全パラメータ表示システム（EPOS）</td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>安全パラメータ伝送システム</td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対策時に設置している端末、又は防災業務にのみ社内標準に定める資格を対象とする。          ※2：中央制御室等の場合は、遠隔からの監視を行い、通報することによって緊急時検知している。          ※3：故障した場合は、手動を取り替えることにより通信連絡が可能である。          ※4：故障した場合は、適切に連絡を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。</p>	主要設備	常時使用による異常検知性 ○：検知可能 ×：検知不可	点検内容	点検頻度	備考	遠隔指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		事故一斉放送装置	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		電力保安連絡用電話設備	保安電話（固定）	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>	保安電話（携帯）	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>	復旧保安電話	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/年	衛星電話	固定	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/月	携帯	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	可搬	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	トランシーバー	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		飛行空通話装置	機内空通話装置	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	通話装置用ケーブル	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	インターフォン	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>	携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>	社内TV会議システム	○	通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>	無線通話装置	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認 （定期点検）	1回/3ヶ月 （1回/6年） 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/0ヶ月 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>	統合電子防犯ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/月	IP電話	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/月 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>	IP-FAX	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信確認	1回/月	緊急時衛星通信システム	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信確認	1回/月	緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備	× <sup>※1</sup>	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）		○	安全パラメータ表示システム（EPOS）	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）		○	安全パラメータ伝送システム	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）	<p>別添資料にて比較</p>	<p>別添資料にて比較</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は点検項目及び点検頻度について別添資料「泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備別添第1表」にて記載</li> </ul>
主要設備	常時使用による異常検知性 ○：検知可能 ×：検知不可	点検内容	点検頻度	備考																																																																																																														
遠隔指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月																																																																																																															
事故一斉放送装置	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月																																																																																																															
電力保安連絡用電話設備	保安電話（固定）	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>																																																																																																														
	保安電話（携帯）	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>																																																																																																														
	復旧保安電話	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/年																																																																																																														
衛星電話	固定	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																														
	携帯	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																														
	可搬	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																														
トランシーバー	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																															
飛行空通話装置	機内空通話装置	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																														
	通話装置用ケーブル	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																														
インターフォン	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																															
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>																																																																																																															
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>																																																																																																															
社内TV会議システム	○	通信連絡確認	1回/年 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>																																																																																																															
無線通話装置	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認 （定期点検）	1回/3ヶ月 （1回/6年） 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>																																																																																																															
加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/0ヶ月 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>																																																																																																															
統合電子防犯ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																														
	IP電話	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/月 緊急時対策時の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>																																																																																																														
	IP-FAX	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																														
緊急時衛星通信システム	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																															
緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備	× <sup>※1</sup>	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																															
	○	安全パラメータ表示システム（EPOS）	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																														
	○	安全パラメータ伝送システム	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

参考 11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類

緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。

緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置している。

これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。

なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。

設備分類整理について、概要を図11～13に示す。

赤実線枠の範囲(A)：発電所内にて使用するデータ伝送設備(発電所内)の範囲  
 →緩和設備として整理  
 青実線枠の範囲(B)：発電所外にて使用するデータ伝送設備(発電所外)の範囲  
 →防止・緩和以外の設備として整理

図11 データ伝送設備の設備分類概要図

図12 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図

女川原子力発電所2号炉

参考 15. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類

緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。

緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを設置している。

これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。

なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。

設備分類整理について、概要を参考第15-1図、参考第15-2図及び参考第15-3図に示す。

赤実線枠の範囲(A)：データ伝送設備(発電所内)の範囲  
 →緩和設備として整理  
 青実線枠の範囲(B)：データ伝送設備(発電所外)の範囲  
 →防止でも緩和でもない設備として整理

参考第15-1図 データ伝送設備の設備分類概要図

参考第15-2図 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図

泊発電所3号炉

相違理由

【女川】記載方針の相違  
 ・記載の充実  
 (女川に記載がないため、大飯との相違識別)

【大飯】表現の相違  
 大飯：データ、泊：事故時パラメータ

【大飯】記載方針の相違  
 ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない

(女川に記載がないため、大飯との相違識別)

【大飯】記載表現の相違  
 大飯：防止・緩和以外の設備、泊：防止でも緩和でもない設備

参考 15. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類

緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。

緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを設置している。

これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。

なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。

設備分類整理について、概要を参考第15-1図、参考第15-2図及び参考第15-3図に示す。

参考第15-2図 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>防止・緩和以外のその他設備として整理</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤字：設備、運用又は体制の相違</li> <li>青字：記載箇所又は記載内容の相違</li> <li>緑字：記載表現、設備名称の相違</li> </ul> <p>※「火災防止線」として、緊急時に優先的にシステムを稼働させるための専用線として整備されている。</p>		<p>防止でも緩和でもない設備として整理</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤字：設備、運用又は体制の相違</li> <li>青字：記載箇所又は記載内容の相違</li> <li>緑字：記載表現、設備名称の相違</li> </ul> <p>※「火災防止線」として、緊急時に優先的にシステムを稼働させるための専用線として整備されている。</p>	<p>参考第15-3図 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図</p>

図13 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考13. トランシーバーの仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、緊急安全対策要員が屋外で相互に通信連絡するためにトランシーバーを使用する。</p> <p>トランシーバーは、デジタル簡易無線局として登録申請したものを、出力5W（1Wへの切替可能）、周波数350MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば約1km～4km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは30チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>トランシーバーの電源は、付属の充電式のほかに乾電池で使えるよう、乾電池ケースを準備しており、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>		<p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、発電所災害対策要員が屋外で相互に通信連絡するために無線連絡設備（携帯型）を使用する。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、デジタル簡易無線局として登録申請した出力5W（1Wへの切替可能）/周波数350MHz帯の無線機、業務用無線機として免許申請した出力1W/周波数400MHz帯の無線機及び特定小電力トランシーバとして免許・登録が不要な出力10mW以下・周波数400MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば、デジタル簡易無線局は約1～4km、業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバは約2km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは、デジタル簡易無線局は30チャンネル、業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバは20チャンネルあり、用途に応じて使い分ける事ができる。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、付属の充電式電池又は乾電池を使用することができ、乾電池を使用するものについては乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、仕様を個別に記載した。 【大阪】設計方針の相違 ・大阪で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、性能を個別に記載した。 【大阪】設計方針の相違 ・大阪で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 大阪：充電式電池 泊：充電式電池 【大阪】記載方針の相違 ・無線機の相違により、大阪は乾電池ケースが必要となるが、泊は乾電池ケースを必要としない。 【大阪】記載方針の相違 泊は無線機が3種類あるため、「乾電池を使用するものについては」と記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>参考17 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <p>可搬型の通信連絡設備に対し、それぞれが故障した場合においても使用可能なよう、参考第17-1表のとおり、必要台数と同数又は同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。</p> <p>参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <table border="1" data-bbox="1350 400 1944 1139"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>用途</th> <th>必要台数</th> <th>予備機保有台数</th> <th>配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線電話設備 (携帯型)</td> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">携帯型通信装置</td> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="3">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるよう、データ伝送設備（発電所内）としてデータ表示端末を緊急時対策所指揮所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。</p>	主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方	無線電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	携帯型通信装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）</li> </ul> <p>SAに係る内容（当ページ）</p>
主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方																																											
無線電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																											
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																											
	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2																																												
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
携帯型通信装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																											
	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																												
	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1																																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">大阪発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>第35条 通信連絡設備</b></p> <p>【要求事項】                  1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。                  2. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。                  3. 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。                  4. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる専用通信回線及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所を設ける。                  5. 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。                  6. 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源に接続する。</p> <p>【解釈】                  ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。                  ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所を設ける。                  ③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。                  ④ 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源（充電器等を含む）に接続する。</p>	<p><b>35条 通信連絡設備</b></p> <p>【要求事項】                  1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。                  2. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。                  3. 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。                  4. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる専用通信回線及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所を設ける。                  5. 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。                  6. 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源（充電器等を含む）に接続する。</p> <p>【解釈】                  ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。                  ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所を設ける。                  ③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。                  ④ 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源（充電器等を含む）に接続する。</p>	<p><b>35条 通信連絡設備</b></p> <p>【要求事項】                  1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。                  2. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。                  3. 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。                  4. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる専用通信回線及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所を設ける。                  5. 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。                  6. 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源に接続する。</p> <p>【解釈】                  ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。                  ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所を設ける。                  ③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。                  ④ 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源に接続する。</p>	<p>【大飯】【女川】                  記載表現の相違</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・通報装置設備(1, 2号) ・事故一斉放送装置 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定)、保安電話(携帯)) ・旅行型通話装置 (携帯) ・無線電話(固定) ・無線電話(携帯) ・無線移動電話機 ・インフラストラクチャー (SPDS) ・安全パラメータ表示システム (SPDS表示装置)	運用・手順  体制  保守・点検  教育・訓練	・警報装置及び通信設備(発電所内)の操作手順  ・警報装置及び通信設備(発電所内)(特定使用者なし) ・保安室所による点検、修繕(電気修繕、所長室、計装修繕、燃料修繕管理)  ・警報装置、通信設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所内)の点検 ・故障時の補修  ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練
	(発電所外) ・加入電話 ・機内電話 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話(固定)、保安電話(携帯)、衛星保安電話) ・衛星電話(可搬) ・社内TV会議システム ・衛星電話(固定) ・衛星電話(携帯) ・無線通話装置 ・緊急時衛星通話システム ・統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・安全パラメータ伝送システム	運用・手順  体制  保守・点検  教育・訓練	・通信設備(発電所外)の操作手順 ・安全パラメータ表示システム(SPDS)及び安全パラメータ伝送システムの異常時の手順 ・通信設備(発電所外)の操作(特定使用者なし) ・保安室所による点検、修繕(電気修繕、所長室、計装修繕、燃料修繕管理)  ・通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)の定期点検 ・故障時の補修  ・通信連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の手順に関する訓練

別添35-2

女川原子力発電所2号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・送受話器(ベージング) (警報装置を含む。) ・電力保安通信用電話設備 ・移動無線設備 ・旅行型通話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS)  (発電所外) ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・局線加入電話設備 ・専用電話設備(地方公共団体向ホットライン) ・衛星電話設備 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備	運用・手順	・使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備の操作手順を定める。
		体制	・通信連絡設備の操作 ・各主管グループによる点検並びに補修
		保守・点検	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練 ・使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備(発電所外)の操作手順を定める。
		体制	・通信連絡設備(発電所外)の操作 ・各主管グループによる点検並びに補修
		保守・点検	・定期試験(点検)については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
教育・訓練	・通報連絡に関する訓練		

運用、手順に係る対策等(設計基準)(1/2)

泊発電所3号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	通信連絡設備(発電所内) ・連絡指令設備 (警報装置を含む。) ・電力保安通信用電話設備 ・無線通話装置 ・旅行型通話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備  データ伝送設備(発電所内) ・データ収集計算機 ・データ表示装置  通信連絡設備(発電所外) ・加入電話設備 ・専用電話設備 ・無線電話 ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備  データ伝送設備(発電所外) ・データ収集計算機 ・ERSS伝送サーバ	運用・手順	・警報装置及び通信連絡設備(発電所内)の操作手順(特定使用者なし) ・データ伝送設備(発電所内)の操作手順(特定使用者なし)
		体制	・警報装置及び通信連絡設備(発電所内)の操作(特定使用者なし) ・各主管室による点検及び補修
		保守・点検	・定期試験(点検)については、表2のとおり。 ・警報装置及び通信連絡設備(発電所内)の点検 ・データ伝送設備(発電所内)の点検 ・故障時の補修
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練
		体制	・通信連絡設備(発電所外)の操作(特定使用者なし) ・データ伝送設備(発電所外)の操作(特定使用者なし) ・各主管室による点検及び補修
		保守・点検	・警報装置及び通信連絡設備(発電所外)の点検 ・データ伝送設備(発電所外)の点検 ・故障時の補修
教育・訓練	・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練		

表1 運用、手順に係る対策等(設計基準)

相違理由  
 【大飯】【女川】  
 女川及び泊の他条文との整合(記載統一)

DBに係る内容(当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

設置許可基準対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系回線、無線系回線) ・通信事業者回線 (有線系回線、衛星系回線)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・常時監視 ・故障時の補修
	・非常用所内電源及び無停電電源	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・点検 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・通信設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・統合原子力防災ネットワークの異常時の対応手順 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの異常時の対応手順
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V充電器 (125V蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・監視 (発電室、電気保修課、計装保修課) ・補修箇所による点検 (電気保修課、計装保修課、放射線管理課) ・異常時の対応手順に関する訓練

別添 35-3

女川原子力発電所2号炉

設置許可対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検	— ・各主管グループによる点検 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 — — — ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V充電器 (125V蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・専用通信回線、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の異常時における対応手順 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (試験) については、別添第1表のとおり。

泊発電所3号炉

設置許可基準対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・各主管課による点検 ・常時監視 ・故障時の補修 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、表2のとおり。
	・ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・運転指令伝送回線 (蓄電池) ・無停電電源 ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— — ・各主管課による点検 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験については、表2のとおり。 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・専用通信回線、通信連絡設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・各主管課による点検、保守及び監視 ・各主管課による補修 ・定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・異常時の対応手順に関する訓練

相違理由

【大阪】【女川】  
 記載表現の相違  
 DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備 (別添資料)

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため転載】

参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度  
 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。  
 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。

表20 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備	常時使用による異常検知性 (○: 検知可能、×: 検知不可)	点検内容	点検頻度	備考
運転指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月	
事故一斉放送装置	× <sup>※1</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月	
電力保安通信用電話設備	保安電話(固定)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
	保安電話(携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
衛星保安電話	衛星保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回/年	
	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
衛星電話	携帯	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	可搬	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
トランシーバー	× <sup>※2</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
携行型連絡装置	携行型連絡装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	連絡装置用ケーブル	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
インターフォン	× <sup>※3</sup>	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
無線連絡装置	無線連絡装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置	TV会議システム	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
	IP電話	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
緊急時衛星連絡システム	IP-FAX	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
	SPDS表示装置	外線点検 通信連絡確認	1回/月 (1回/年)	
緊急時対策支援システム(ERSS)等必要なデータを送受信できる設備	安全パラメータ表示システム(SPDS)	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	
	安全パラメータ伝送システム	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	

※1: 緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。  
 ※2: 中央制御室等の端末は、通常時から使用しており、通話することで健全性を確認している。  
 ※3: 故障した場合は、手動で取り替えることにより通信連絡が可能である。  
 ※4: 故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。

別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度

設計基準事故対象設備	点検項目	点検頻度
送受話器(ページング) (警報装置を含む。)	ハンドセット、 スピーカ	外観点検 機能確認 1回/年
電力保安通信用 電話設備	固定電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月 <sup>※1</sup>
	PBS 端末	
	FAX	
衛星保安電話(固定型)		
社内テレビ会議システム		外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
携行型通話装置		外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	衛星電話設備(携帯型)	
移動無線設備	移動無線設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	移動無線設備(車載型)	
無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	無線連絡設備(携帯型)	
安全パラメータ 表示システム (SPDS)	データ収集装置	外観点検 機能確認 1回/年
	SPDS 伝送装置	
局線加入電話設備	SPDS 表示装置	
	加入電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
加入FAX	加入FAX	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
	専用電話設備(地方公共団体用ホットライン)	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	IP 電話	
データ伝送設備	IP-FAX	外観点検 機能確認 1回/年
	SPDS 伝送装置	

※1: 緊急時対策所に設置している端末を対象とする。中央制御室等に設置している端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行う。

表2 通信連絡設備（設計基準）における点検項目及び点検頻度

主要設備	点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備	1回/年	外観点検、通信通話確認	
電力保安通信用 電話設備	1回/年	保安電話(固定)	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
		保安電話(携帯)	
		衛星保安電話	
無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
	無線連絡設備(携帯型)	1回/年	
携行型通話装置	1回/年	外観点検、通信通話確認	
衛星電話設備	1回/年	衛星電話設備(固定型)	外観点検、通信通話確認
衛星電話設備(携帯型)		外観点検、通信通話確認	
衛星電話設備(FAX)		外観点検、通信確認	
移動無線設備	1回/3ヶ月	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
加入電話設備	加入電話機	1回/5年	定期点検
	加入FAX	1回/6ヶ月	外観点検、通信確認
携帯電話	1回/年	外観点検、通信通話確認	
専用電話設備	専用電話設備(固定型)	1回/年	外観点検、通信通話確認
	専用電話設備(FAX)	1回/年	外観点検、通信確認
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP 電話	1回/年	外観点検、通信通話確認
	IP-FAX		外観点検、通信確認
テレビ会議システム	1回/年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ <sup>※1</sup>
データ伝送設備 (発電所内)	データ表示端末	1回/月	外観点検(1回/月) 機能試験(1回/年)
	データ収集計算機	-	外観点検(1回/月) 機能試験(1回/年)
データ伝送設備 (発電所外)	ERSS 伝送サーバ	-	外観点検(1回/月) 機能試験(1回/年)

※1 緊急時対策所に設置している端末又は防災業務に係る社内標準に定める資機材を対象とする。中央制御室等の端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行っている。

【大阪】記載方針の相違  
 (女川審査実績の反映)  
 大阪では点検項目及び点検頻度について参考資料(参考10)にて記載  
 【女川】記載表現の相違  
 DBに係る内容(当ページ)

【大阪】記載方針の相違  
 (女川審査実績の反映)  
 大阪は保安規定のサーベイランスとしての点検頻度を記載。泊は女川同様点検計画の頻度について記載。

泊発電所3号炉  
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト  
DB

令和5年9月29日

北海道電力株式会社

# 目次

条文	通しページ
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象)	1
第 8 条 火災による損傷の防止	2
第 9 条 溢水による損傷の防止等	3
第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	4
第 33 条 保安電源設備	10
第 34 条 緊急時対策所	11
第 35 条 通信連絡設備	12

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N 15.0)	6条(外事)-17	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：敷地前面の防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過した場合であっても、～呑口の閉塞が生じることはないため、取水性を損なうことはない。  新：敷地前面の防波堤等に衝突して止まることから <u>海水</u> の取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過した場合であっても、～呑口の閉塞が生じることはないため、 <u>海水</u> の取水性を損なうことはない。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 14.0)	6(外事)-15	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N 15.0)	6条(外事)-29	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。 また、仮に取水口呑口に到達することを想定しても、～呑口の閉塞が生じることはないため、取水性を損なうことはない。  新：小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることから <u>海水</u> の取水性を損なうことはない。 また、仮に取水口呑口に到達することを想定しても、～呑口の閉塞が生じることはないため、 <u>海水</u> の取水性を損なうことはない。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 14.0)	6(外事)-28	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N 15.0)	6条(外事)-別添-38	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：漁船等の小型船舶については、発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。  新：漁船等の小型船舶については、発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等に衝突して止まることから <u>海水</u> の取水性を損なうことはない。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 14.0)	6(外事)-別添-50	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.11.0）	8条-65～67	泊1, 2号炉との共用設備に「既設」又は「一部既設」の記載漏れがございましたので、記載を適正化いたしました。 ・「電動消火ポンプ（1号, 2号及び3号炉共用）」に「, 既設」を追記しました。 ・「エンジン消火ポンプ（1号, 2号及び3号炉共用）」に「, 既設」を追記しました。 ・「ろ過水タンク（1号, 2号及び3号炉共用）」に「, 一部既設」を追記しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.10.0）	8条-本-103, 104, 106, 107	同上	



泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 12.0)	9-19	地震起因による溢水量の設定について、女川は津波来襲前に復水器出入口弁を閉止するため津波は流入しないが、泊は循環水管破損箇所から津波が流入するため、同様に津波流入を考慮している柏崎の審査実績を反映していることを相違理由欄に追記した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 12.0)	9-別添1-添19(女川) -1	女川の添付資料19「想定破損による没水影響評価結果から必要となる設備対策について」を泊では作成していない理由について、相違理由欄の記載を充実化した。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 12.0)	9-別添1-添23(女川) -1	女川の添付資料23「想定破損による蒸気影響評価結果から必要となる設備対策について」を泊では作成していない理由について、相違理由欄の記載を充実化した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 14.0)	9条-別添1-補36-2	屋外タンクからの溢水影響評価の解析モデルは、保守性を考慮し防潮堤幅を敷地側に2倍拡幅させた条件としているが、循環水ポンプ建屋の南側の範囲については、防潮堤を2倍拡幅させると3号取水ピット溢水防止壁と干渉してしまい非現実的であることから、当該範囲は拡幅幅を1.5倍に設定している。 本内容が補足説明資料36の記載から読み取れなかったため、「循環水ポンプ建屋南側は1.5倍拡幅」であることを記載した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 12.0)	9-別添1-補36-6	同上	
以上、8/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 15.0)	9-別添1-添付15-3~8	水消火系で応力評価により想定破損除外とする箇所の肉厚測定を行い、暫定条件を用いた配管余寿命評価を実施した結果を反映した。(正式条件を用いた評価結果は詳細設計段階で示す)	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 13.0)	9-別添1-添付15-5~9, 12	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-12 16条-19 16条-27 16条-32	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットクレーン (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 使用済燃料ピットクレーン (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-15 16-25 16-39 16-47	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-12 16条-19 16条-28 16条-32	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 燃料取扱棟クレーン (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 燃料取扱棟クレーン (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-15 16-25 16-40 16-47	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-12 (2カ所) 16条-19	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料貯蔵設備 (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 使用済燃料貯蔵設備 (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-15 16-16 16-25	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-12	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ラック (新) 使用済燃料ラック ( <u>1号, 2号及び3号炉共用, 既設</u> )	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13. 0)	16-16	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15. 0)	16条-12 16条-19	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット (新) 使用済燃料ピット(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13. 0)	16-16 16-26	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15. 0)	16条-13	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット浄化冷却設備 (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13. 0)	16-17	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15. 0)	16条-13	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 全炉心燃料の約920%相当分(1号, 2号及び3号炉共用) (新) 全炉心燃料の約920%相当分(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13. 0)	16-17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-13	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-17	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-13 16条-26 16条-32	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット冷却器 (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 使用済燃料ピット冷却器 (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-18 16-37 16-46	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-14 16条-25	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットポンプ (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 使用済燃料ピットポンプ (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-18 16-37	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-19	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 13. 0）	16-25	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 15. 0）	16条-19	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）…使用済燃料ピットポンプ，使用済燃料ピット冷却器，使用済燃料ピット脱塩塔，使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。 （新）… <u>使用済燃料ピットポンプ（1号，2号及び3号炉共用，既設）</u> ， <u>使用済燃料ピット冷却器（1号，2号及び3号炉共用，既設）</u> ， <u>使用済燃料ピット脱塩塔（1号，2号及び3号炉共用，既設）</u> ， <u>使用済燃料ピットフィルタ（1号，2号及び3号炉共用，既設）</u> 等からなる閉回路で構成する。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 13. 0）	16-25	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 15. 0）	16条-20	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）キャスクピット （新） <u>キャスクピット（1号，2号及び3号炉共用，既設）</u>	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 13. 0）	16-29	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 15. 0）	16条-24 16条-32	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）使用済燃料ピット（1号，2号及び3号炉共用） （新） <u>使用済燃料ピット（1号，2号及び3号炉共用，既設）</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-34 16-46	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-25	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ラック (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 使用済燃料ラック (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-36	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-25	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) キャスクピット (1号, 2号及び3号炉共用) (新) キャスクピット (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-36	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16 r. 15.0)	16条-26 16条-32	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット脱塩塔 (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 使用済燃料ピット脱塩塔 (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> )	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB16-9 r. 13.0)	16-37 16-46	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 15. 0）	16条-26 16条-32	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）使用済燃料ピットフィルタ（1号，2号及び3号炉共用） （新）使用済燃料ピットフィルタ（1号，2号及び3号炉共用， <u>既設</u> ）	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 13. 0）	16-38 16-46	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 15. 0）	16条-32	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）使用済燃料ピット水ポンプ（1号，2号及び3号炉共用） （新）使用済燃料ピットポンプ（1号，2号及び3号炉共用， <u>既設</u> ）	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 13. 0）	16-46	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第33条 保安電源設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.15.0)	33条-9~10, 13, 16, 39	既設の66kV送電線の一部を地中化するため、共用に係る以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 1号, 2号及び3号炉共用, 既設 (新) 1号, 2号及び3号炉共用, <u>一部既設</u>	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.13.0)	33-11~12, 15, 18, 46	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.15.0)	33条-62, 64	共用に係る以下の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 275kV送電線 (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 275kV送電線 (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> ) (旧) 66kV送電線 (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 66kV送電線 (1号, 2号及び3号炉共用, <u>一部既設</u> ) (旧) 275kV母線 (1号, 2号及び3号炉共用) (新) 275kV母線 (1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u> ) (旧) 遮断器 (送電用, 母線連絡用の備考欄) 1号, 2号及び3号炉共用 (新) 遮断器 (送電用, 母線連絡用の備考欄) 1号, 2号及び3号炉共用, <u>既設</u>	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.13.0)	33-70~71	同上	



泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第34条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第34条 緊急時対策所（DB34 r. 14. 0）	34条-5 34条-10 34条-15 34条-17 34条-20 34条-21	設備の共用に関する記載適正化のため、以下設備に共用に関する記載を追記（下線部参照） （旧）電力保安通信用電話設備 加入電話設備 （新）電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設） 加入電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 14. 0）	34-14 34-21 34-28 34-33 34-39 34-40	同上 上記適正化に伴い、相違理由欄に以下の記載を追記 ・記載方針の相違 <u>泊は本文五号（チ. 以降）及び添付書類八（3. 以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</u>	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第35条 通信連絡設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第35条 通信連絡設備（DB35 r12.0）	35条-4 35条-5 35条-8 35条-9	「電力保安通信用電話設備」の後に「（1号，2号及び3号炉共用，一部既設）」を追記しました。 「加入電話設備」の後に「（1号，2号及び3号炉共用，一部既設）」を追記しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第35条 通信連絡設備（DB35-9 r12.0）	35-11, 12 35-16 35-26 35-28	同上	